

令和3年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすと、医療保険資格の最新情報をオンラインで確認できるようになります。利用するにはマイナポータルでの**事前登録が必要**です。住民課お客さま窓口でも事前登録の支援を行っていますので、お気軽にお越しください。なお、手続きにはマイナンバーカードと4桁のパスワード（利用者証明用電子証明書パスワード）が必要です。

※医療機関や薬局によって開始時期が異なります。
※従来どおり健康保険証でも受診できます。



①健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越しをしても、保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。



②特定健診や薬の情報を一括管理

マイナポータルで特定健診情報（令和3年3月から）や薬剤情報・医療費（令和3年10月頃から）を確認できます。



③過去のデータに基づいた診療

本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できます。



④限度額を超える一時支払いが不要

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額を超える一時支払いが不要になります。



⑤確定申告の医療費控除が簡単に

令和3年分所得税の確定申告（予定）から、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能になります。



マイナポータルは
こちらから



マイナンバー（12桁の数字）は使いません！

ICチップ中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局でマイナンバー（12桁）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



冬休みに受取できるよう申請してみませんか？

マイナンバーカードの申請はお早めに！

- 申請からお渡しまで1ヶ月程度かかります。
※マイナンバーカード未取得の方に、QRコード付申請書が令和2年12月～令和3年3月までに送付される予定です。
- 受取は原則申請者ご本人です。（病気、身体の障害、その他やむをえない理由等があれば代理人に委任できます）

お問い合わせは住民課お客さま窓口（電話32-2500・2422）まで

年 金 あ れ こ れ

～産前産後期間の国民年金免除制度について～

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です

免除制度の内容

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。
- 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。

届出しないと免除にはなりません

出産予定日の6カ月前から産後まで申請できますので、住民課お客さま窓口係まで手続きをお願いします。

※すでに国民年金保険料の免除を受けている方でも、産前産後に該当する方は老齢基礎年金の受給額に反映されるこちらの制度をご活用ください。